

平成23年3月14日
23消安第9810号

各都道府県ＪＡＳ法担当課長 殿

農林水産省消費・安全局表示・規格課長

東北地方太平洋沖地震を受けたＪＡＳ法の運用について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じ、被災地への食料の円滑な供給が最重要課題となっている。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）においては、

- ① 無償供与など販売以外の授与が行われる飲食料品について、表示義務の対象としていないところであるが、
- ② 震災地域で販売される飲食料品についても、震災地域への食料の円滑な供給を最優先するため、当分の間、取締りの対象としないこととするので、震災地域への食料の円滑な供給方よろしくお願ひする。